

第2次奥州市一般廃棄物処理基本計画 (令和4年度(2022)～令和12年度(2030))

令和4年3月

奥州市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 計画の範囲	3
第5節 計画の対象区域	3
第6節 SDGs の観点	3

第2章 地域の特徴

第1節 本市の位置	4
第2節 人口及び世帯数の推移	5
第3節 事業所数及び従業者数の推移	6

第3章 ごみ処理の現状

第1節 用語の定義	7
第2節 家庭ごみ処理フロー	8
第3節 ごみ処理体制	14

第4章 ごみ処理の実績

第1節 ごみ排出量の推移	18
第2節 家庭ごみの組成分析	22
第3節 事業系ごみ排出量の推移	21
第4節 資源物回収量の推移	22
第5節 資源物集団回収実績の推移	24
第6節 ごみ処理経費の推移	25
第7節 前回の計画目標の達成状況	26

第5章 ごみ処理の課題

第1節 ごみ減量化の課題	27
第2節 資源物の回収と再資源化の課題	27
第3節 啓発活動に関する課題	27
第4節 収集運搬に関する課題	28
第5節 中間処理・最終処分に関する課題	28
第6節 不法投棄に関する課題	28
第7節 無許可の不用品回収業者に関する課題	29
第8節 災害廃棄物に関する課題	29
第9節 ごみ処理手数料の適正化	29

第6章 計画策定の基本的な考え方

第1節	基本理念	30
第2節	基本方針	31
第3節	計画の基本目標	32
第4節	目標実現のための施策	33

第7章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水処理の現状	36
第2節	生活排水処理の将来予測	40
第3節	生活排水処理計画	43

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村が区域内の処理計画を策定するものです。

奥州市では、一般廃棄物処理体制やごみの減量、生活排水処理についての方針を示す、一般廃棄物処理基本計画を平成28年3月に策定し、各種施策を推進することで、ごみの減量化、資源化に努めてきました。

また、近年の廃棄物処理を取り巻く現状としては、食品ロス問題・プラスチックによる海洋汚染問題など、大きく状況が変化しています。

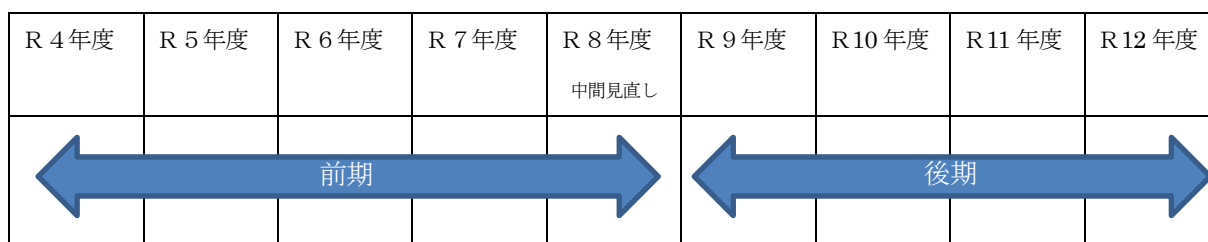
奥州市では、奥州市環境基本計画が掲げる「未来を見つめる百年循環都市 地球と共存する奥州(まち)」の実現を目指すため、市民・地域・事業者・行政がこれまで以上に廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、資源の循環利用を推進することにより環境への負荷を低減し、さらなる循環型社会の実現に向け、「第2次奥州市一般廃棄物処理基本計画」を定めるものです。

第2節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

また、環境基本計画の最終目標年度である令和8年度までの5年間の前期計画期間とし、ごみの減量化・リサイクルの推進及び本計画に掲げる施策の進捗状況等を踏まえ、中間見直しを行います。

なお、国の廃棄物行政の動向及び社会・経済情勢や計画策定の前提となる条件などに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、奥州市総合計画の分野別計画として位置付けている奥州市環境基本計画を上位計画とします。

また、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的かつ総合的視点に立つ計画であり、奥州市一般廃棄物処理実施計画及びその他のごみ・資源物に関する諸計画の基本となるものです。なお、国や岩手県の関係計画との関係は図1のとおりです。

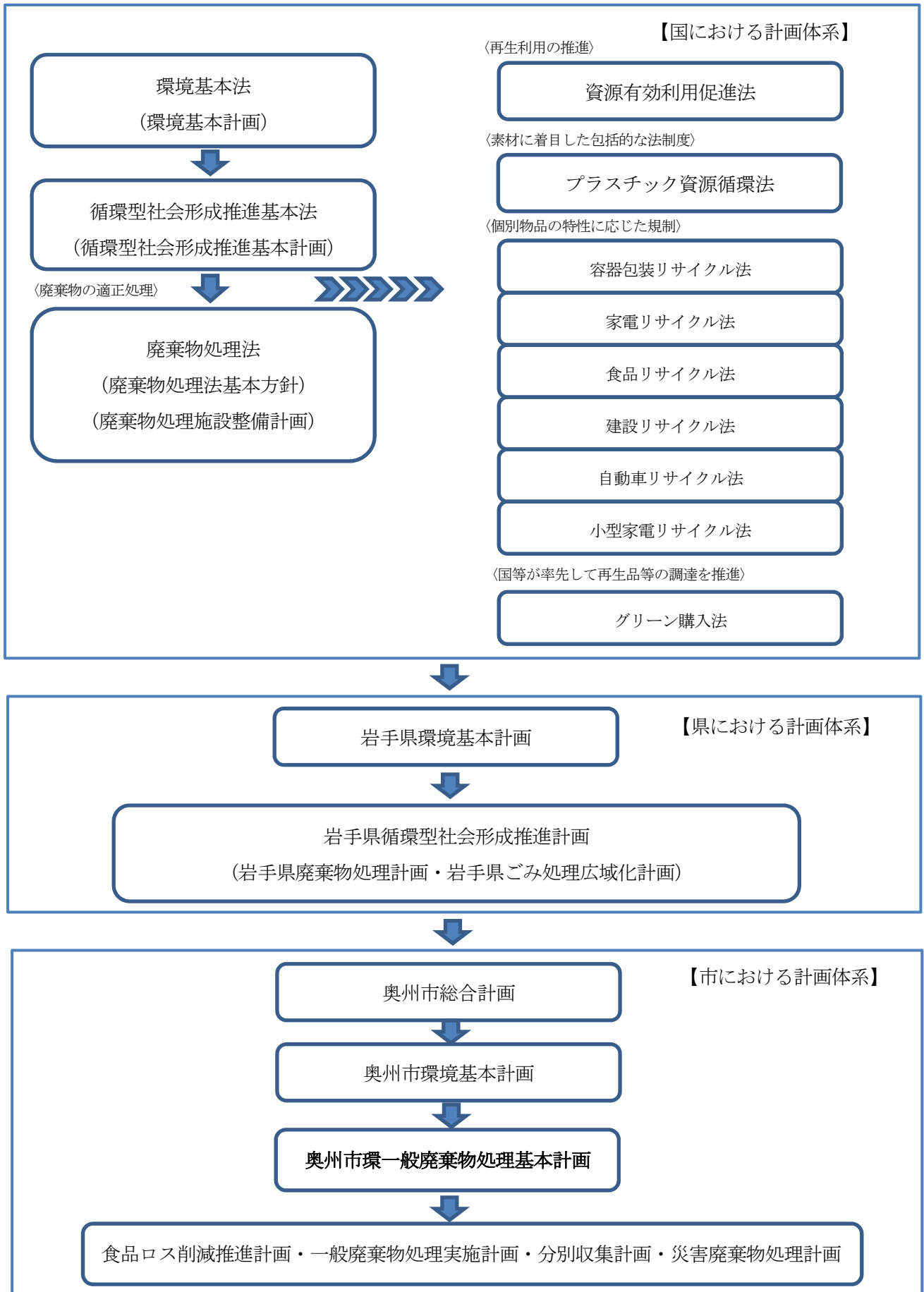


図1 計画の位置づけ

第4節 計画の範囲

本計画の範囲は、市内から発生する一般廃棄物を対象とします。

なお、廃棄物の種類と本計画の範囲は図2のとおりです。

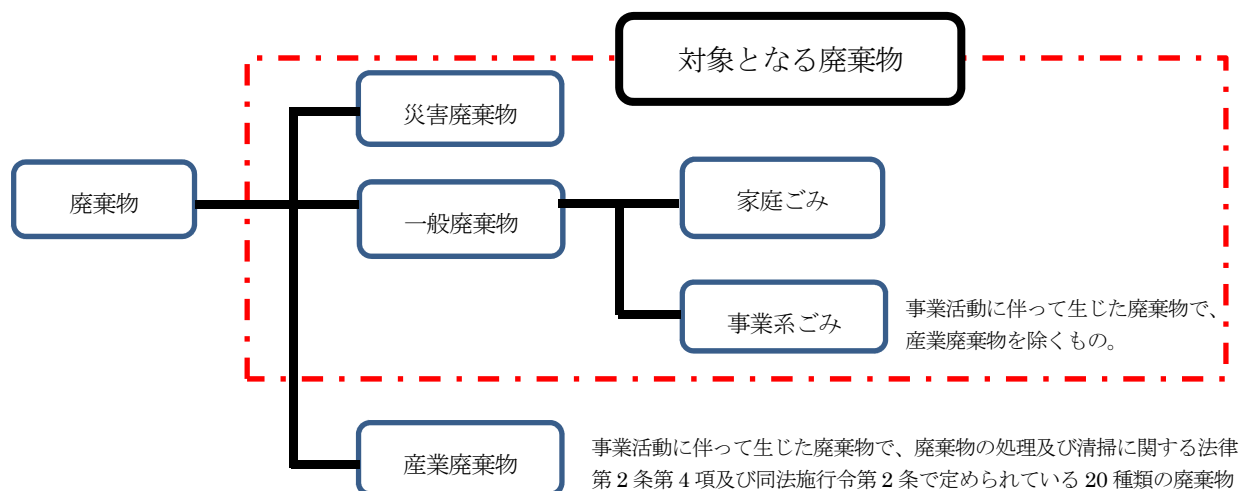


図2 計画の対象となる廃棄物

第5節 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、本市全域とします。

第6節 SDGsの観点

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連の全加盟国が合意した世界共通の目標で、2016年から2030年の15年間に、国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。

SDGsの17の目標のうち、目標11（住み続けられるまちづくりを）と目標12（つくる責任 つかう責任）が本計画に密接に関連します。

また、市でもSDGsに資する取組をすべく、市民とともに身近なものとして取り組めるよう、市の特徴などを取り入れた「奥州市版SDGs」を作成しており、特に本計画に関連する目標は、目標11（安心と魅力のあるまちづくり）と目標12（丸ごと余さず使うまちづくり）です。



第2章 地域の特徴

第1節 本市の位置

本市は、岩手県の内陸南部に位置し、北は金ケ崎町、北上市、花巻市、西和賀町、南は一関市、平泉町、東は遠野市、住田町、西は秋田県東成瀬村に接しています。

市の総面積は993.35km²と宮古市、一関市に次ぐ県内3番目の広さで、東西に約57km、南北に約37kmの広がりをもっています。



図3 本市の位置図

第2節 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移を表1及び図4に示します。

人口は微減傾向にあり、令和3年3月31日現在で114,019人となっています。

世帯数は増加傾向にあり、令和3年3月31日現在で45,961世帯となっています。

ただし、1世帯当たりの人員は2.48人と減少しており、全国的な傾向と同様に核家族化が進んでいます。

表1 人口及び世帯数の推移

単位：人、世帯

年 度		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
人 口	男	58,176	57,713	57,110	56,599	56,041	55,455
	女	62,488	61,789	61,056	60,143	59,324	58,564
	計	120,664	119,502	118,166	116,742	115,365	114,019
世 帯 数		44,638	44,875	45,017	45,323	45,625	45,961
1世帯当たり人員		2.70	2.66	2.62	2.58	2.53	2.48

(注) 出典：住民基本台帳（各年度とも3月31日現在）

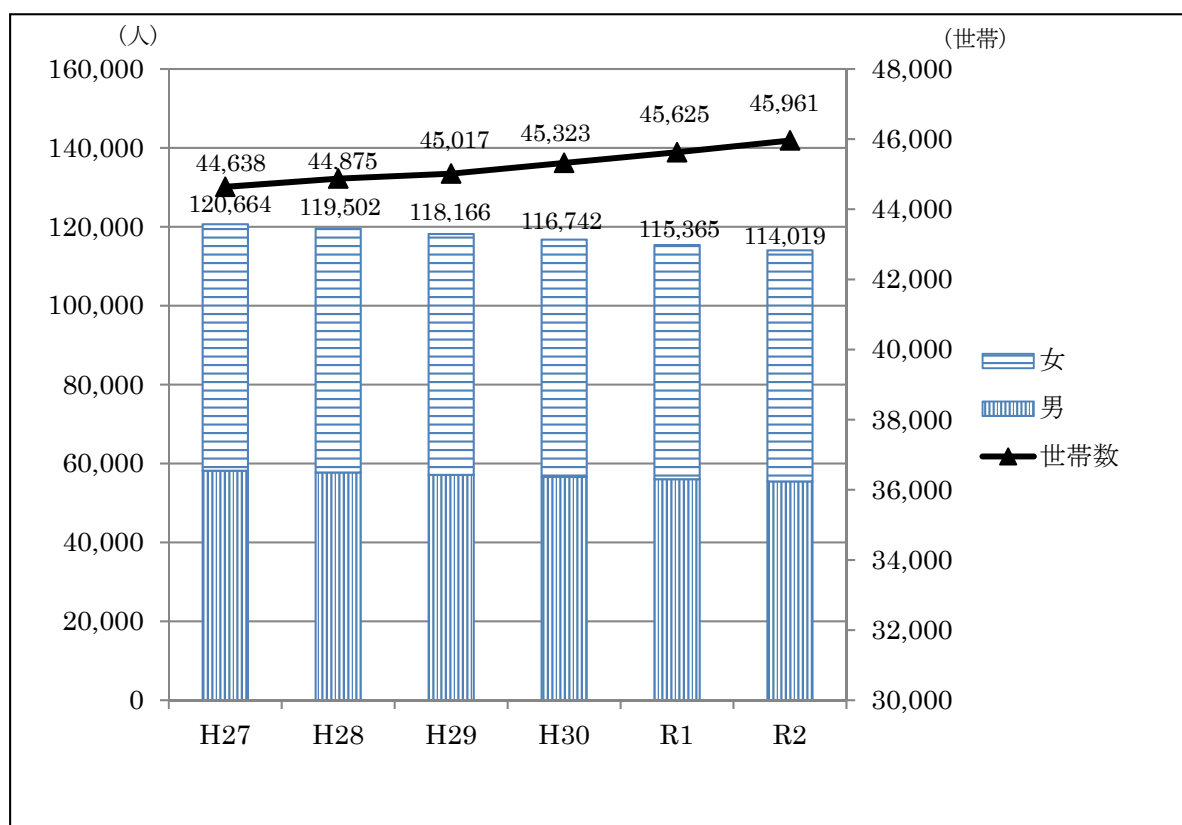


図4 人口及び世帯数の推移

第3節 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数の推移を表2及び図5に示します。

事業所数は減少傾向にあり、平成28年7月1日現在で5,510事業所となっています。

従業者数は一時減少したものの回復傾向にあり、平成28年7月1日現在で46,190人となっています。

表2 事業所数及び従業者数の推移 単位：社、人

年 度	H24	H26	H28
事業所数	5,841	5,811	5,510
従業者数	44,496	46,061	46,190

(注) 出典：経済センサス（平成24年2月1日、平成26年7月1日、平成28年7月1日現在）

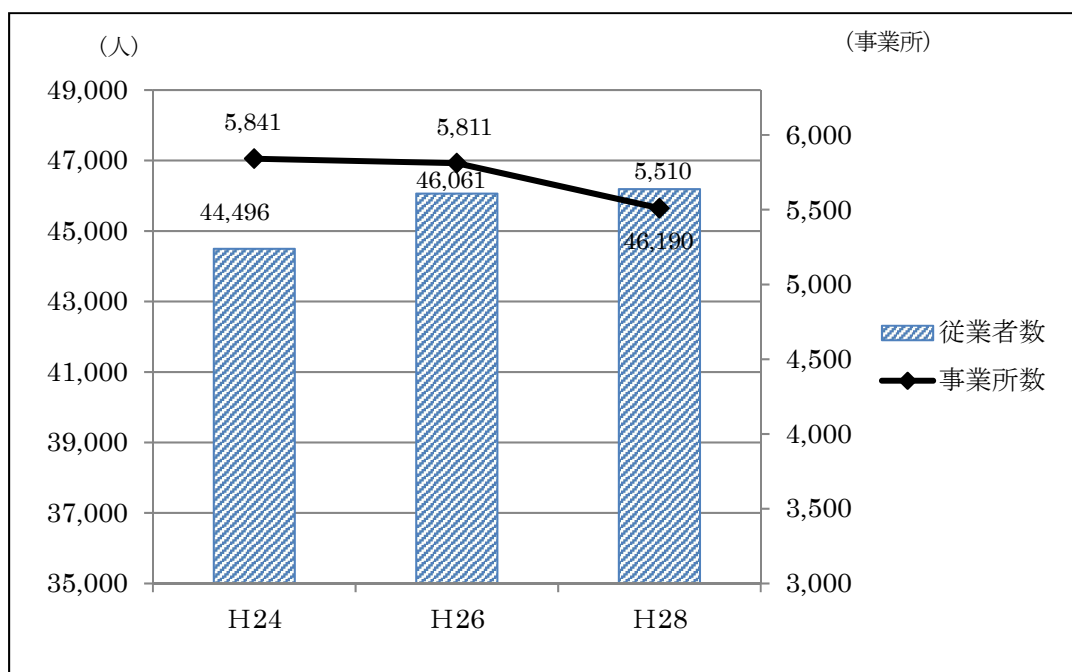


図5 事業所数及び従業者数の推移

第3章 ごみ処理の現状

第1節 用語の定義

本計画における用語の定義を表3に示します。

本計画の計画対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物とします。

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」とし、事業者から排出されるごみを「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」とします。

表3 用語の定義

用語	区分・種類
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭ごみ・事業系ごみ・資源物に分類
産業廃棄物	事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する20種類の廃棄物
家庭ごみ	家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
事業系ごみ	企業、工場、商業施設及び商店、飲食店などの事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物
資源物	リサイクルできる紙類、ビン類、缶類、プラスチック類など（市の回収、集団回収）

第2節 家庭ごみ処理フロー

1 家庭ごみの分別

本市の家庭ごみの分別は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物」の4区分とし、資源物については4分類13品目とし、収集を行っています。

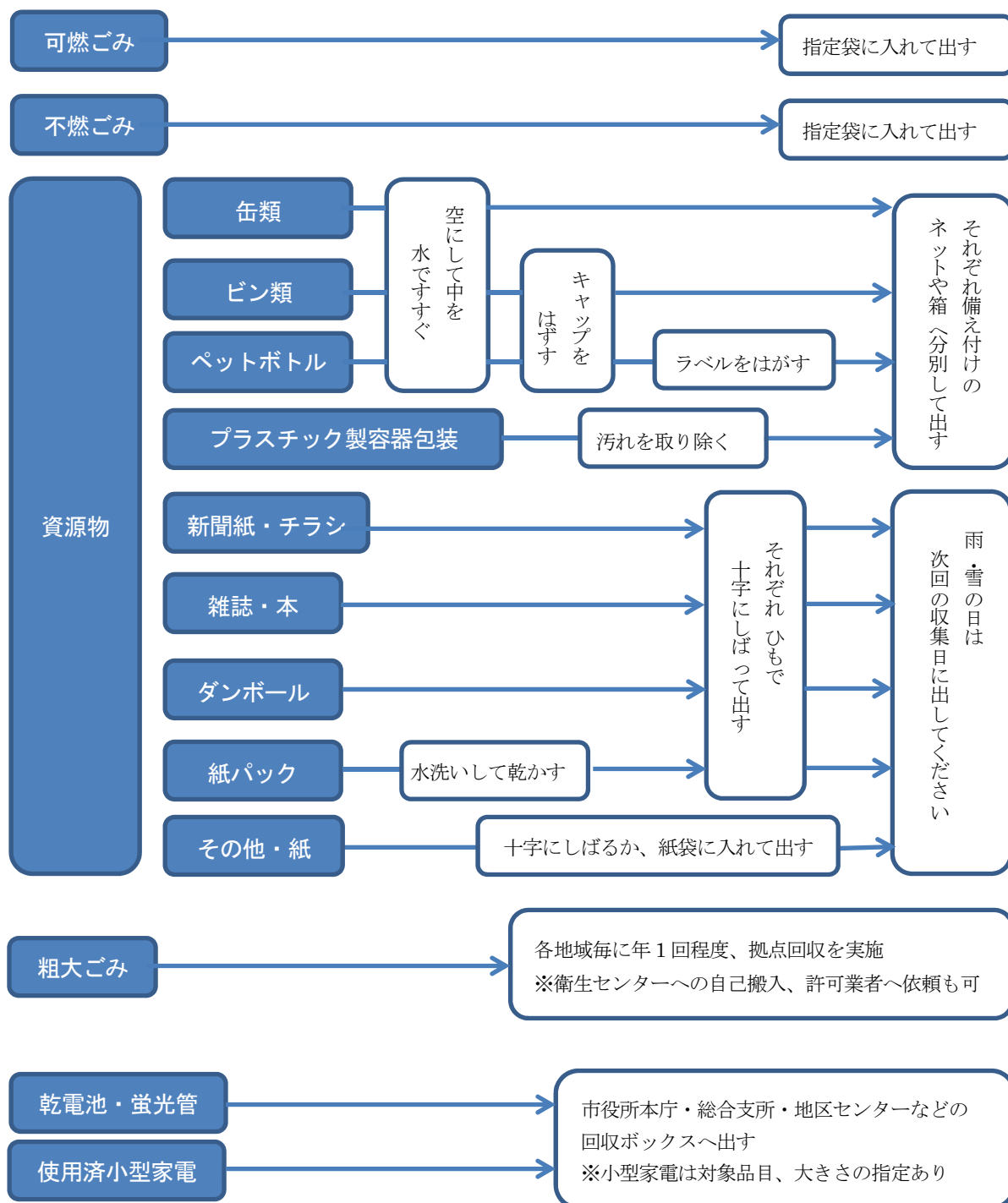


図6 家庭ごみの分別と出し方

2 家庭ごみの出し方と収集方法

家庭ごみは、指定のごみ袋を使用し、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源物は月1～4回（地域によって異なる。）、ステーション方式及び拠点回収で収集します。

粗大ごみは、年に1回、地区センターなどにおいて拠点回収を行います。

また、家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては、胆江地区衛生センターへの自己搬入も可能です。（有料）

なお、指定ごみ袋の規格を表4に、各地域の収集方法を表5に示します。

表4 指定ごみ袋の規格

区分		燃えるごみ用 (大)	燃えるごみ用 (小)	燃えないごみ用 (大)	燃えないごみ用 (小)
材質		低密度ポリエチレン透明のフィルム			
記載事項 の印刷色		赤色	赤色	青色	青色
大きさ	幅	600 mm	420 mm	600 mm	420 mm
	長さ	800 mm	640 mm	800 mm	640 mm
	厚さ	0.03 mm	0.03 mm	0.03 mm	0.03 mm

表5 各地域の収集方法

【水沢地域】

項 目		収 集 運 搬 方 式		
		収集回数	収集形態	収集方法
燃えるごみ		週2回	委 託	ステーション収集
燃えないごみ		月1回		
資源物 (4分類13分別)	缶類、ビン類、 紙類、プラスチック類	月2回 (日曜日サイクル 月2～4回)		ステーション収集（日曜日 サイクルは拠点収集）
有害ごみ	使用済乾電池	随 時		地区センター等で拠点収集
	使用済蛍光灯			
粗大ごみ		年1回		地区センター等で拠点収集
使用済小型家電		随 時	直 営	地区センター等で拠点収集
犬・猫の死体		随 時	委 託	ステーション収集 ※収集場所までは飼い主等が運搬

【江刺地域】

項 目		収 集 運 搬 方 式		
		収集回数	収集形態	収集方法
燃えるごみ		週2回	委 託	ステーション収集
燃えないごみ		月1回		
資源物 (4分類13分別)	缶類、ビン類、 紙類、プラスチック類	月1～2回 (日曜日サイクル月2 回、ただし1・2月 は実施なし)		ステーション収集（日曜日 サイクルは拠点収集）
有害ごみ	使用済乾電池	随 時		総合支所等で拠点収集
	使用済蛍光灯			
粗大ごみ		年1回	総合支所等で拠点収集	
使用済小型家電		随 時	直 営	地区センター等で拠点収集
犬・猫の死体		随 時	委 託	ステーション収集 ※収集場所までは飼い主等が運搬

【前沢地域】

項 目		収 集 運 搬 方 式		
		収集回数	収集形態	収集方法
燃えるごみ		週2回	委 託	ステーション収集
燃えないごみ		月1回		
資源物 (4分類13分別)	缶類、ビン類、紙 類、プラスチック類	月1回 (日曜日サイクル 月1回)		ステーション収集（日曜日 サイクルは拠点収集）
有害ごみ	使用済乾電池	随 時		総合支所等で拠点収集
	使用済蛍光灯			
粗大ごみ		年1回	委 託	地区センター等で拠点収集
使用済小型家電		随 時	直 営	地区センター等で拠点収集
犬・猫の死体		随 時	委 託	ステーション収集 ※収集場所までは飼い主等が運搬

【胆沢地域】

項 目		収 集 運 搬 方 式		
		収集回数	収集形態	収集方法
燃えるごみ		週2回	委 託	ステーション収集
燃えないごみ		月1回		
資源物 (4分類13分別)	缶類、ビン類、紙類、プラスチック類	月1～2回 (日曜日サイクル 月1回)		ステーション収集(日曜日 サイクルは拠点収集)
有害ごみ	使用済乾電池	月1回		ステーション収集
	使用済蛍光灯			
粗大ごみ		年1回	地区センター等で拠点収集	
使用済小型家電		随 時	直 営	地区センター等で拠点収集
犬・猫の死体		随 時	委 託	ステーション収集 ※収集場所までは飼い主等が運搬

【衣川地域】

項 目		収 集 運 搬 方 式		
		収集回数	収集形態	収集方法
燃えるごみ		週2回	委 託	ステーション収集
燃えないごみ		月1回		
資源物 (4分類13分別)	缶類、ビン類、紙類、プラスチック類	月1回 (日曜日サイクル 月1回)		ステーション収集(日曜日 サイクルは拠点収集)
有害ごみ	使用済乾電池	年3回		ステーション収集
	使用済蛍光灯			
粗大ごみ		年1回	拠点収集	
使用済小型家電		随 時	直 営	地区センター等で拠点収集
犬・猫の死体		随 時	委 託	ステーション収集 ※収集場所までは飼い主等が運搬

3 事業系ごみの処理方法

事業活動により生じた一般廃棄物（事業系ごみ）は、市では収集しません。胆江地区衛生センターへ自己搬入するか、本市が一般廃棄物処理業を許可した業者（令和2年度末で65社）に依頼してください。

なお、事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者が胆江地区衛生センターへ搬入する場合の処理手数料は、100キログラム当たり1,200円となっています。

4 その他の家庭ごみの処理方法

家庭ごみのうち、次の品目は下記の方法により処理してください。

▼使用済乾電池… 市役所本庁または各総合支所、地区センターなどへ

▼使用済蛍光灯… 市役所本庁または各総合支所、地区センターなどへ（割れたものは不燃ごみへ）

▼使用済小型家電… 市役所本庁または各総合支所、地区センターへ

5 ごみ・資源物の流れ

収集または直接搬入したごみや、収集した資源物は、次のように処理、処分されます。

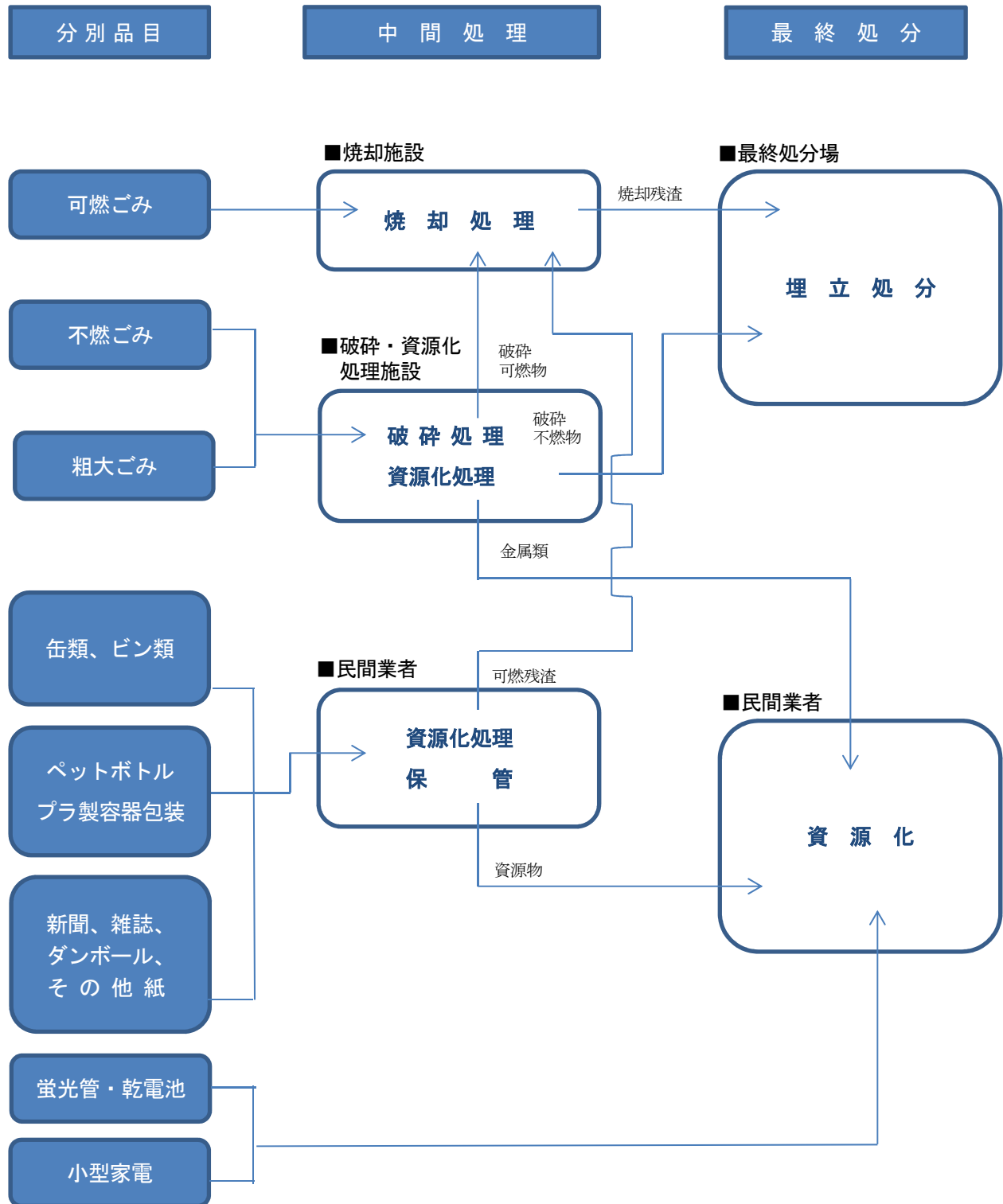


図7 ごみ・資源物処理のフロー図

第3節 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制については、可燃ごみは胆江地区衛生センターで焼却処理し、焼却灰（主灰・飛灰）を胆江地区最終処分場で埋立処分しています。不燃ごみ及び粗大ごみは、同じく胆江地区衛生センターで破碎し、鉄くず、可燃物、不燃物に選別します。その上で、鉄くずは再資源化事業者へ売却、可燃物はごみ焼却施設で焼却処理、残渣である不燃物は胆江地区最終処分場で埋立処分しています。

資源物のうち、紙類及び缶類は市内の民間業者へ売却し、びん類及びプラスチック類は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて資源化を行っています。

使用済小型家電は、小型家電リサイクル法認定事業者へ引き渡しています。

使用済乾電池及び蛍光灯は、有害物質の水銀を含んでいるものがあるため、北海道北見市の野村興産(株)イトムカ鉱業所で処理しています。

1 収集運搬

ごみステーション及びリサイクルステーションからの収集運搬は、民間委託しています。

2 中間処理

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は、金ヶ崎町と共同で設立している奥州金ヶ崎行政事務組合が運営する胆江地区衛生センターで行っています。

3 最終処分

現在は奥州金ヶ崎行政事務組合が運営する胆江地区最終処分場で埋立処分を行っています。

なお、合併前の市町村が設置・運営していた最終処分場については、現在は埋立終了または受入休止となっています。

中間処理施設を表6に、最終処分場を表7に示します。

表6 中間処理施設

名 称	胆江地区衛生センター	
所 在 地	奥州市水沢佐倉河字仙人 49 番地	
施設区分	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
処理能力	240 t / 日 (120 t / 日 × 2 炉)	50 t / 5 t
処理方式	全連続式燃焼式 (ストーカ式)	圧縮破碎 3 分別方式 (可燃・不燃・鉄分)
稼働開始	平成 6 年 10 月	昭和 55 年 4 月

表7 最終処分場

【胆江地区最終処分場】

項 目	内 容		
名 称	胆江地区最終処分場		
所 在 地	奥州市前沢字石田 148 番地 4		
埋立地面積	23, 770 m ²		
埋 立 容 積	125, 000 m ³		
残 余 容 量	61, 235. 20 m ³ (令和 2 年 3 月 31 日現在)		
埋 立 開 始	平成 23 年 3 月	使用状況	使用中
埋 立 方 式	サンドイッチ・セル方式		
主 要 施 設	管理棟 (浸出水処理施設)、土盛堰堤、浸出水排水口、門扉、フェンス		

【水沢】

項 目	内 容		
名 称	水沢一般廃棄物最終処分場		
所 在 地	奥州市水沢羽田町字うぐいす平 117 番地		

埋立地面積	32,840 m ²		
埋立容積	345,150 m ³		
残余容量	47,950 m ³		
埋立開始	昭和48年	使用状況	受入休止中
埋立方式	セル方式		
主要施設	管理棟、土盛堰堤、浸出水排水口、門扉、フェンス		

【江刺】

項目	内 容		
名 称	江刺一般廃棄物最終処分場		
所 在 地	奥州市江刺玉里字老耳 318 番地		
埋立地面積	10,806 m ²		
埋立容積	51,000 m ³		
残余容量	0 m ³		
埋立開始	昭和53年	使用状況	平成9年埋立終了
埋立方式	セル方式		
主要施設	管理棟、コンクリート堰堤、浸出水排水口、門扉、フェンス		

【前沢】

項目	内 容		
名 称	前沢一般廃棄物最終処分場		
所 在 地	奥州市前沢字太郎ヶ沢 83 番地 67		
埋立地面積	14,668 m ²		
埋立容積	89,169 m ³		
残余容量	24,519 m ³		

埋立開始	昭和30年	使用状況	受入休止中
埋立方式	セル方式		
主要施設	管理棟、コンクリート堰堤、浸出水排水口、門扉、フェンス		

【胆沢】

項目	内容		
名称	胆沢一般廃棄物最終処分場		
所在地	奥州市前沢字六本松30番地		
埋立地面積	3,786 m ²		
埋立容積	45,500 m ³		
残余容量	0 m ³		
埋立開始	昭和47年	使用状況	受入休止中
埋立方式	セル方式		
主要施設	土盛堰堤、浸出水排水口、門扉、フェンス		

【衣川】

項目	内容		
名称	衣川一般廃棄物最終処分場		
所在地	奥州市前沢字安寺沢28番地65		
埋立地面積	8,910 m ²		
埋立容積	30,000 m ³		
残余容量	0 m ³		
埋立開始	昭和46年	使用状況	平成10年埋立終了
埋立方式	セル方式		
主要施設	門扉、フェンス		

(注) セル方式とは、1日当たりの埋立ごみを法面も含めて覆土を行うもの。

第4章 ごみ処理の実績

第1節 ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量の推移を表8及び図8-1、図8-2に示します。

平成27年度から令和2年度までの6年間のごみ排出量の推移をみると、家庭ごみについては、ほぼ横ばい傾向で推移していましたが、令和2年度のごみ排出量は、21,461トンで前年比0.2パーセントの増となっています。一人1日当たりの排出量をみると、令和2年度が514.2グラムで、前年比5.4グラム1.1パーセントの増となっています。一世帯1日当たりの排出量を見ると、令和2年度が1,275.8グラムで、前年比10.9グラム0.8パーセントの減となっています。

一方、事業系ごみについては、令和2年度の排出量が、12,282トンで前年比4.8パーセントの減となっています。

表8 ごみ排出量の推移

単位：人、世帯、トン、グラム

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人 口	120,664	119,502	118,166	116,742	115,365	114,019
世 帯 数	44,638	44,875	45,017	45,323	45,625	45,961
家庭ごみ						
可燃ごみ	20,132.30	19,754.56	19,964.83	19,207.87	20,134.86	20,076.33
不燃ごみ	1,215.02	1,170.78	1,198.91	1,171.59	1,292.06	1,384.68
合 計	21,347.32	20,925.34	21,163.74	20,379.46	21,426.92	21,461.01
一人1日当たり	484.7	478.4	490.6	478.2	508.8	514.2
一世帯1日当たり	1,310.2	1,274.1	1,288.0	1,231.9	1,286.7	1,275.8
事業系ごみ						
可燃ごみ	11,942.97	12,125.31	12,114.07	12,283.13	12,443.89	11,855.85
不燃ごみ	464.96	438.34	410.82	419.49	458.34	426.30
合 計	12,407.93	12,563.65	12,524.89	12,702.62	12,902.23	12,282.15
家庭+事業系						
可燃ごみ	32,075.27	31,879.87	32,078.90	31,491.00	32,578.75	31,932.18
不燃ごみ	1,679.98	1,609.12	1,609.73	1,591.08	1,750.40	1,810.98
合 計	33,755.25	33,488.99	33,688.63	33,082.08	34,329.15	33,743.16

(注) 人口は、各年度3月末日現在の住民基本台帳人口

図8-1 ごみ排出量の推移

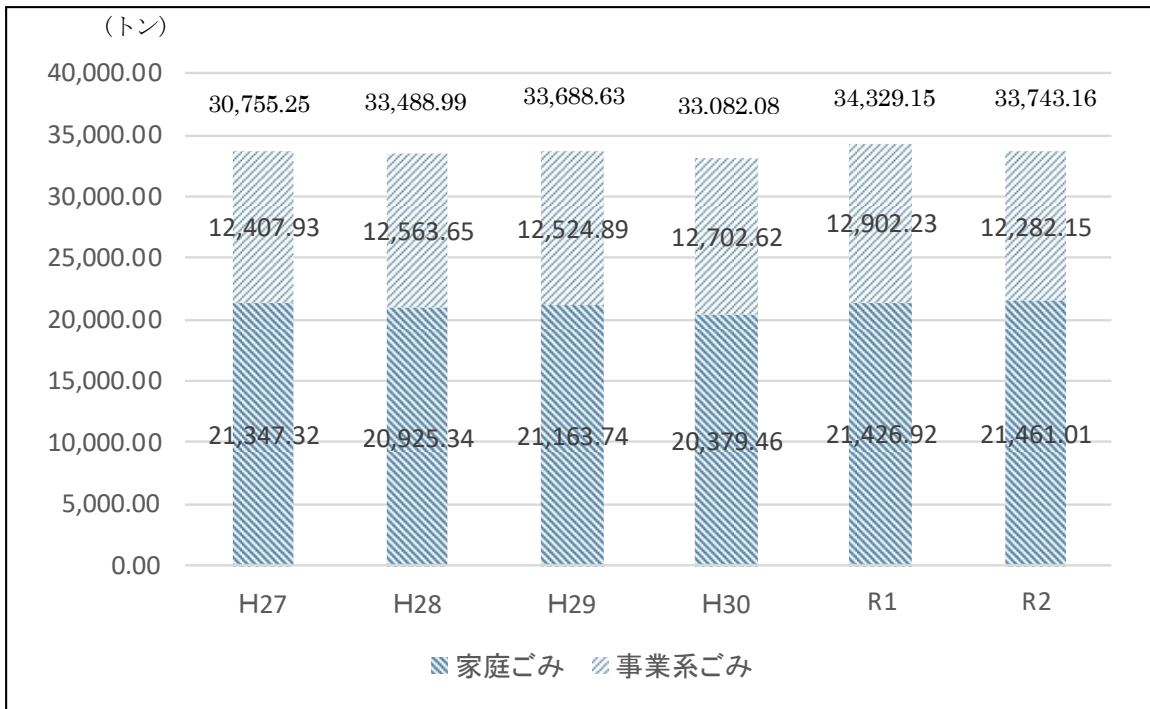
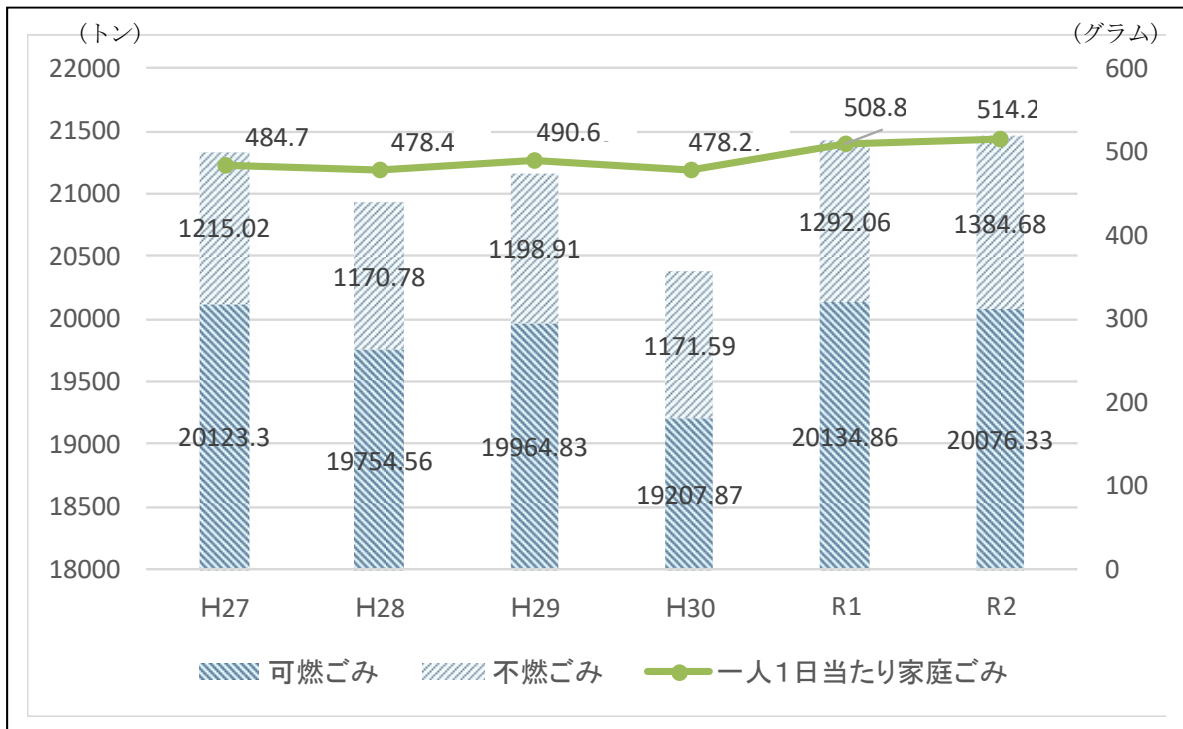


図8-2 家庭ごみ排出量の推移



第2節 家庭ごみの組成分析

本市及び金ヶ崎町の家庭から排出される可燃ごみの組成分析結果を表9及び図9に示します。

表9 家庭ごみ（可燃ごみ）の組成分析結果

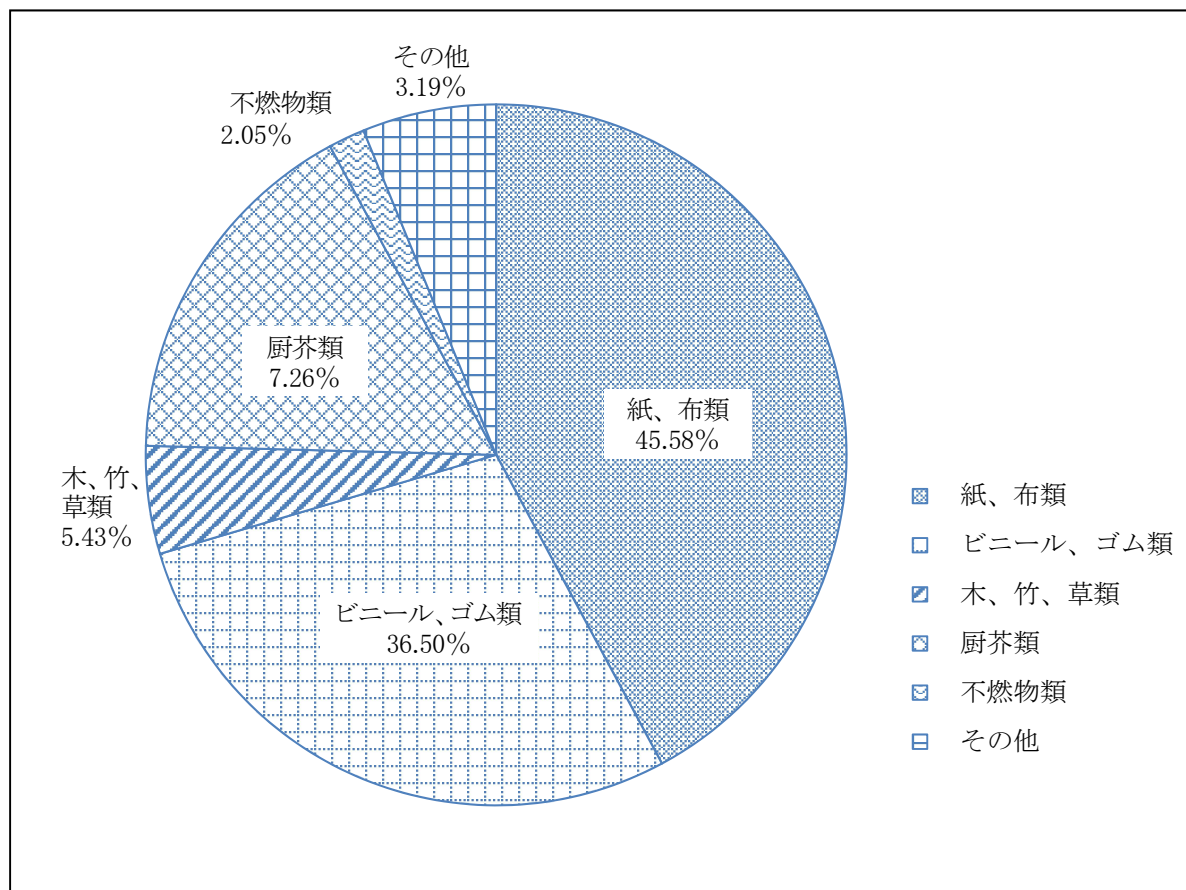
単位：パーセント

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙、布類	42.59	41.13	37.26	38.80	45.26	45.58
ビニール、ゴム類	27.24	30.54	38.55	40.57	40.88	36.50
木、竹、草類(わら類)	15.08	19.45	12.94	11.88	5.33	5.43
厨芥類	4.00	6.00	9.52	6.94	6.00	7.26
不燃物類	3.70	0.64	0.89	1.23	1.18	2.05
その他	7.41	2.25	0.85	0.58	1.35	3.19

(注) 1. 組成分析は、胆江地区衛生センターにおいて年4回実施されているもので、数値は各年度の
の平均値

2. 厨芥類(ちゅうかいるい)とは、野菜くずや食品残渣(ごんさ)など

図9 家庭ごみ（可燃ごみ）の組成分析結果（令和2年度）



第3節 事業系ごみ排出量の推移

本市の事業系ごみ排出量の推移を表10及び図10に示します。

事業系ごみの排出量は令和元年度までは増加傾向にあったものの、令和2年度は12,282.15トンで、前年と比べると620トン、4.8パーセントの減となっています。

表10 事業系ごみ排出量の推移

単位：トン

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
排出量	12,407.93	12,563.65	12,524.89	12,702.62	12,902.23	12,282.15

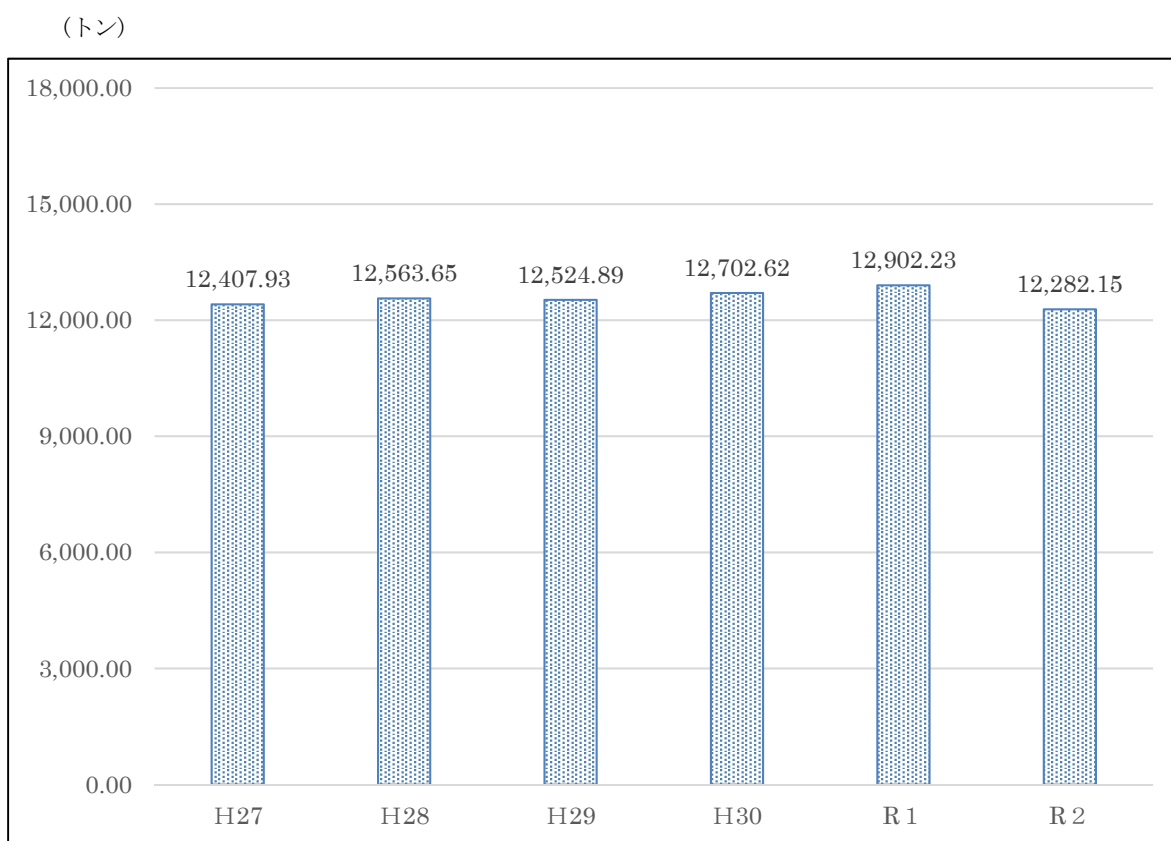


図10 事業系ごみ排出量の推移

第4節 資源物回収量の推移

本市の資源物回収量の推移を表11及び図11-1、図11-2に示します。

資源物回収量は減少傾向にあり、令和2年度は3,212トンと前年比7.8パーセントの減、平成27年度と比べ898トン、21.8パーセントの減となっています

リサイクル率の推移をみると、年々減少傾向にあります。

品目別の内訳をみると、重量比で紙類の割合が全体の61.7パーセントを占めていますが、年々減少傾向にあります。

表11 資源物回収量の推移

単位：人、トン、グラム

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人 口	120,664	119,502	118,166	116,742	115,365	114,019
資源物						
市の回収	2,969.73	2,778.65	2,624.20	2,576.57	2,569.12	2,557.64
集団回収	1,141.15	1,094.59	1,173.66	1,025.39	918.68	654.81
合 計	4,110.88	3,873.24	3,797.86	3,601.96	3,487.80	3,212.45
一人1日当たり	93.08	88.8	88.05	84.53	82.82	76.98
リサイクル率	16.1%	15.6%	15.2%	14.7%	14.0%	13.0%
品目別の内訳						
紙 類	2,728.07	2,565.65	2,533.09	2,352.02	2,252.41	1,983.32
びん類	784.24	718.36	684.16	659.97	641.71	634.75
缶類	186.38	189.08	187.86	177.75	173.55	176.07
プラスチック類	412.20	400.16	392.75	412.22	420.14	418.32

(参考)

店舗回収分を算入						
店舗回収	1,118.94	1,052.79	1,013.21	1,015.17	1,020.71	917.37
合 計	5,229.82	4,926.03	4,811.07	4,617.13	4,508.51	4,129.82
リサイクル率	19.6%	19.0%	18.5%	18.1%	17.3%	16.1%

(注) 1. 人口は、各年度3月末日現在の住民基本台帳人口

2. リサイクル率は、家庭ごみと資源物の総量に占める資源物の割合

図 11-1 資源物回収量の推移

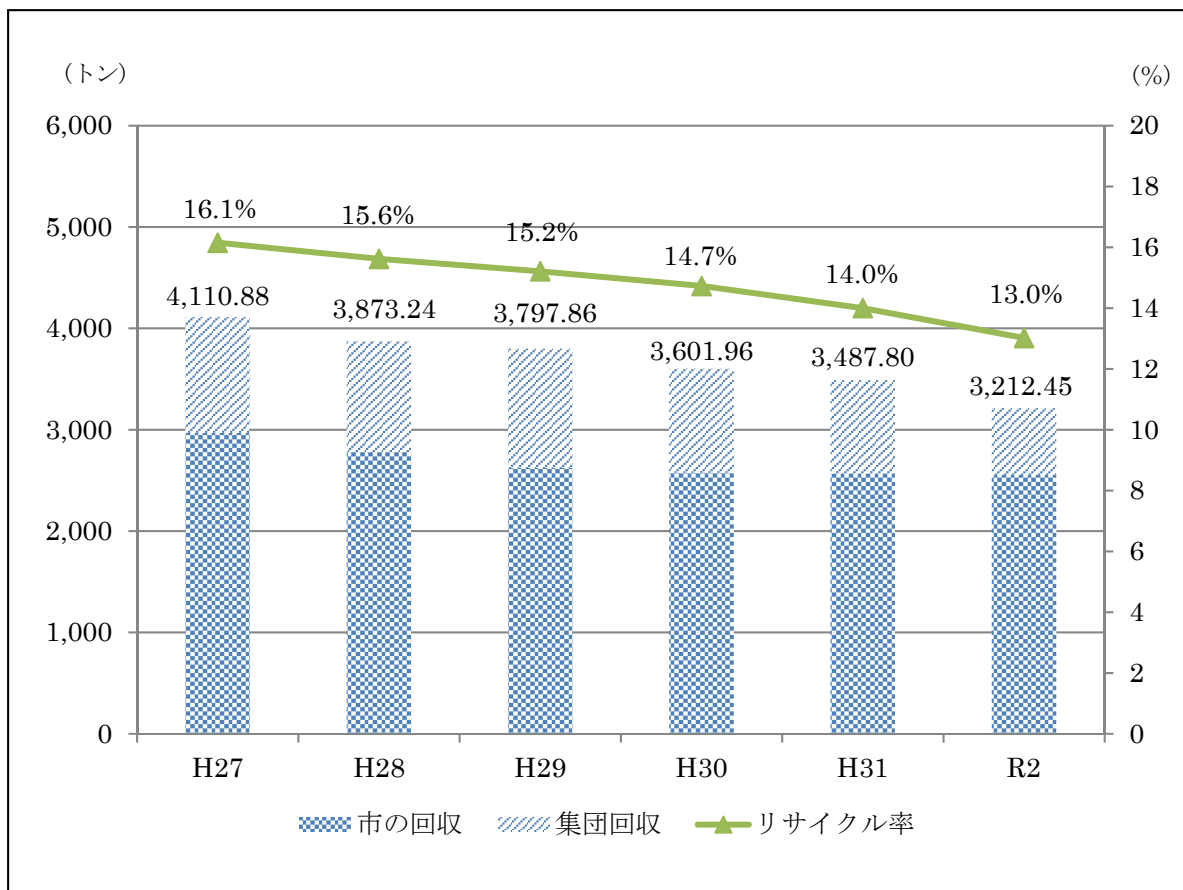
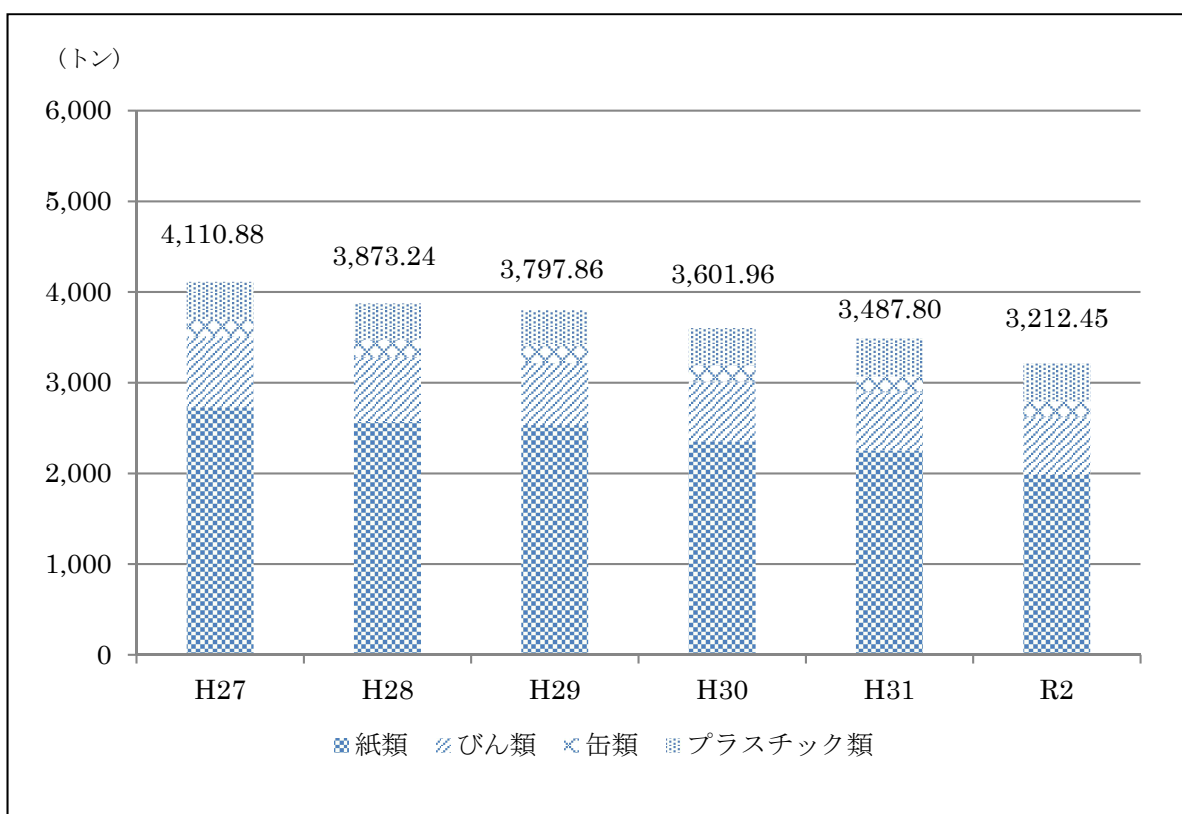


図 11-2 資源物回収量の推移 (品目別)



第5節 資源物集団回収実績の推移

本市の資源物集団回収の登録団体数及び実施回数の推移を表12及び図12に示します。

登録団体数及び実施回数ともに減少傾向にあり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、登録団体数が165団体、実施回数が延べ575回と大きく減少しています。

表12 資源物回収実績の推移

単位：団体数、回数

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
登録団体数	231	231	223	212	209	165
実施回数	794	772	771	702	700	575

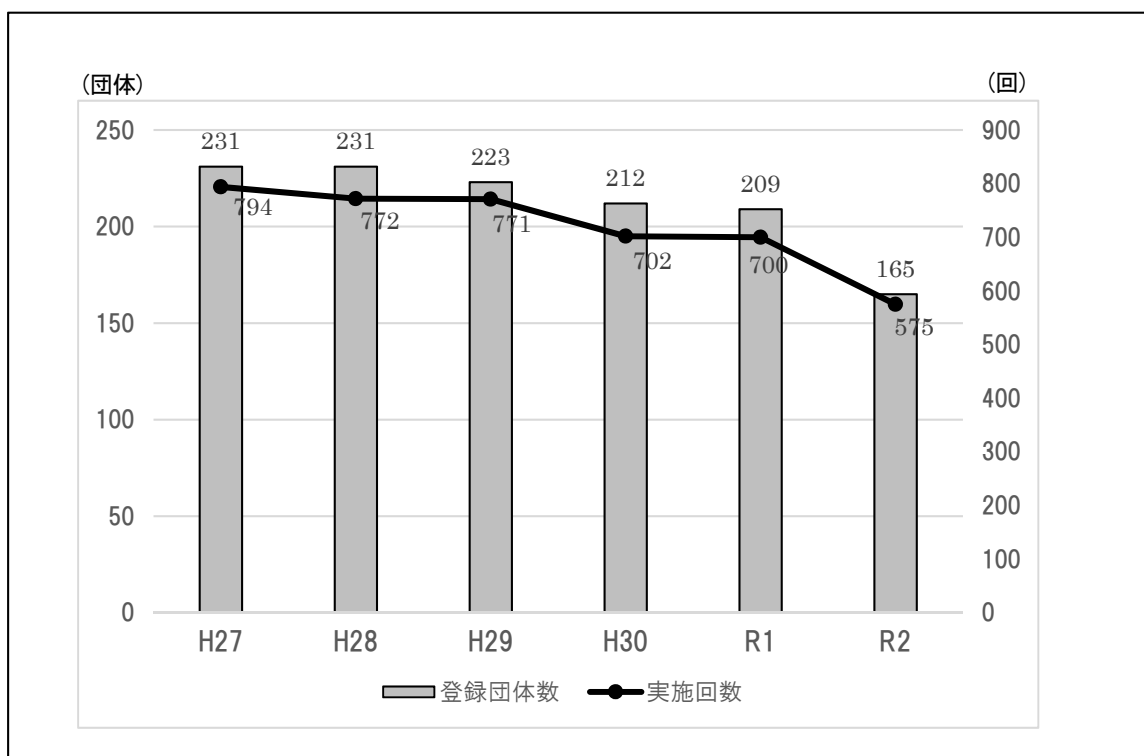


図12 資源物回収実績の推移

第6節 ごみ処理経費の推移

本市の平成30年度から令和2年度までのごみ処理経費の推移を表13及び図13に示します。

令和2年度のごみ処理経費は約7億7千万円で、1トン当たり36,179円（平成30年度は39,750円）、市民一人当たりの経費は6,810円（平成30年度は6,939円）となっています。

なお、今後は施設の老朽化に伴う修繕費や延命化のための改修費、また最終処分場の新設費用などが生じてきます。

表13 ごみ処理経費の推移

年 度	(単位)	H30	R1	R2
衛生センター				
可燃ごみ	(千円)	472,633	413,459	431,279
不燃ごみ	(千円)	101,082	85,184	93,715
小 計	(千円)	573,715	498,643	524,994
最終処分場				
埋立費用	(千円)	25,218	25,257	35,046
収集運搬費				
委託料	(千円)	211,152	213,846	216,388
合 計	(千円)	810,085	737,746	776,428
家庭ごみ排出量	(トン)	20,379.46	21,426.92	21,461.01
1トン当たり経費	(円)	39,750	34,431	36,179
人 口	(人)	116,742	115,365	114,019
一人当たり経費	(円)	6,939	6,395	6,810

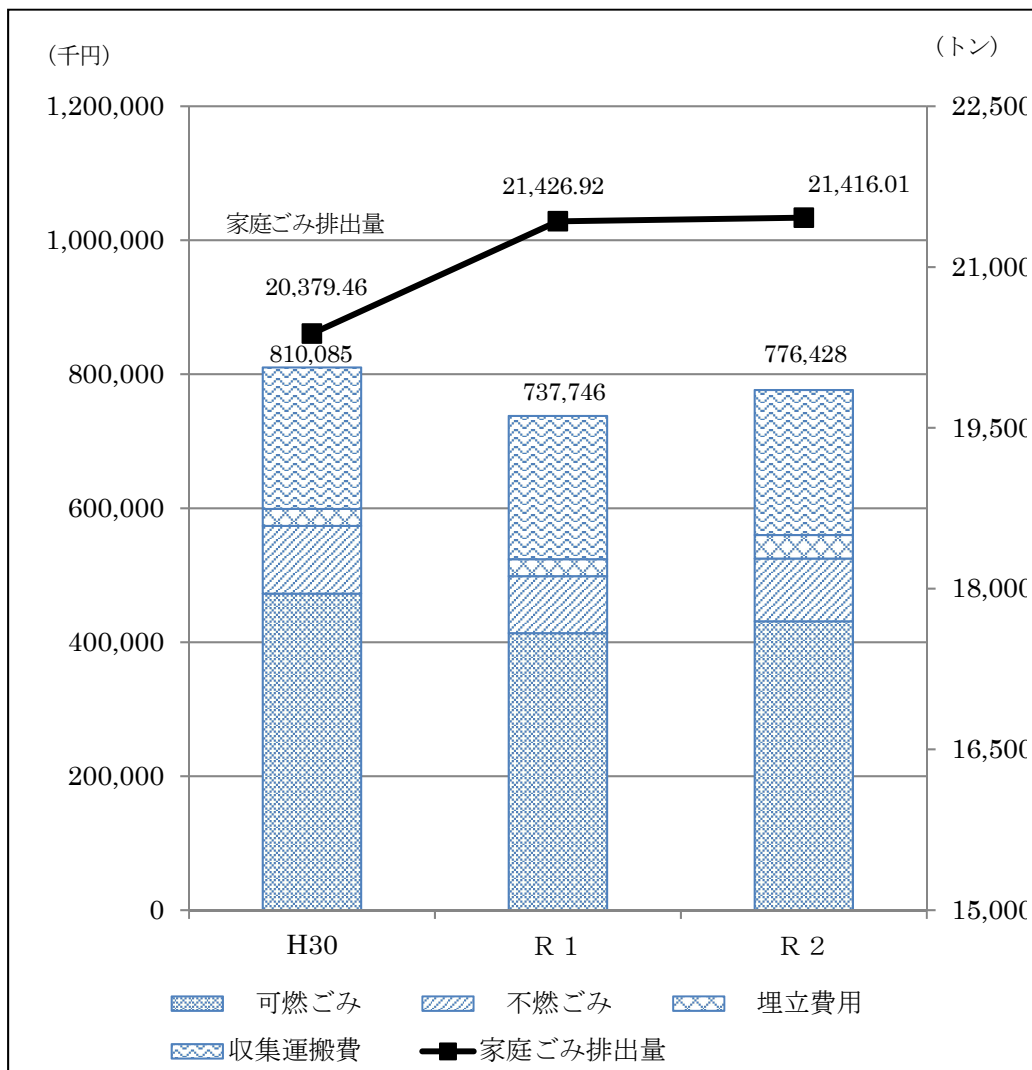


図 13 ごみ処理経費の推移

第6節 前回の計画目標の達成状況

1 家庭ごみの排出量の目標

目標	市民一人が1日当たりに排出する家庭ごみの量を令和3年度までに430g以下とする。
達成状況	【未達成】 484.7g（平成27年度） ⇒ 514.2g（令和2年度）

2 リサイクル率の目標

目標	家庭から出るごみと資源物の総量に占める資源物の割合を令和3年度までに26%以上とする。※商業施設への持込み分含む
達成状況	【未達成】 19.6%（平成27年度） ⇒ 16.1%（令和2年度）

第5章 ごみ処理の課題

第1節 ごみ減量化の課題

- 1 家庭ごみの排出量は概ね横ばいの状態となっていますが、人口が減少していることから、一人1日当たりの排出量は増加傾向にあります。
- 2 食品ロスの削減は全国的に大きな課題となっています。本市でも排出されているごみの中に食品ロスが含まれており、その削減・減量が課題となっています。
- 3 可燃ごみの4割強を占める「紙、布類」について、ごみとしてではなく、資源物として排出してもらう必要があります。
- 4 可燃物のうち、重量がかさむ生ごみや草木などについて、できるだけ乾燥してから排出してもらうよう周知徹底する必要があります。
- 5 リサイクルシステムが確立している家電4品目、パソコン、二輪車、消火器などについて、適正に処理するよう周知徹底する必要があります。
- 6 市で収集しない農薬・火薬などの危険物や感染性医療廃棄物などは、収集作業員やごみ処理場作業員へ危険を及ぼすため、適正に処理するよう周知徹底する必要があります。

第2節 資源物の回収と再資源化の課題

- 1 各品目の性質にあった適正処理を円滑に行えるよう、資源物を適正に分別して排出してもらう必要があります。
- 2 使用済小型家電について、ごみとしてではなく、資源物として排出してもらうよう一層の周知を図る必要があります。
- 3 古着について、ごみとしてではなく、再利用できるようリサイクルの仕組みを構築する必要があります。
- 4 各種団体による資源物集団回収に取り組んでもらえるよう、一層の周知及び活動促進を図る必要があります。
- 5 市のリサイクルステーションへの排出のほか、商業施設などとの連携により、市全体のリサイクル率の向上を図る必要があります。
- 6 資源物の持ち去り事案が頻発していることから、周知徹底を図るとともに、自治組織などとの連携により、パトロールなど監視を強化する必要があります。
- 7 プラスチックごみの排出削減とリサイクル強化に向けたプラスチック資源循環促進法が令和3年6月に成立し、自治体に資源としてプラスチックごみ回収の努力義務が課されることから、本市における適切な対応を検討する必要があります。

第3節 啓発活動に関する課題

- 1 家庭ごみの減量化、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）に関する意識啓発を図るため、出前講座などの学習会やイベントの開催、常設展示などの充実を図る必要があります。
- 2 家庭ごみの減量化について、これまでの取り組みに加え、市民のごみ減量化に対

する意識調査などにより把握した現状を踏まえながら、商業施設など集客施設での掲示などにより、市民への一層の意識啓発を図る必要があります。

- 3 アパートなど集合住宅への一時入居者などの不適正排出事案の通報・相談が増加傾向にあることから、入居者への周知は当然ながら、不動産業者などへの協力依頼を行う必要があります。
- 4 事業系ごみの再資源化及び適正排出を促進するため、商工団体や各事業所に対し意識啓発を図る必要があります。

第4節 収集運搬に関する課題

- 1 ごみステーション、リサイクルステーションの適正配置により、家庭ごみ及び資源物の収集運搬の効率と経費削減を図る必要があります。
- 2 家庭ごみ及び資源物の排出時間帯の遵守徹底により、迅速かつ適正な収集体制を構築させる必要があります。
- 3 生活環境の保全を図るため、家庭ごみの適正排出を徹底し、ごみの取り置きが生じないようにする必要があります。

第5節 中間処理・最終処分に関する課題

- 1 施設の老朽化に伴う修繕費が増加していることから、一層のごみ減量化を図りながら、適正な維持管理をする必要があります。
- 2 金属類が混入した可燃ごみが焼却炉を摩耗または破損させることから、一層の適正分別を徹底する必要があります。
- 3 火薬類、シンナー、廃油など引火性のあるものは、爆発・火災のおそれがあることから、搬入の禁止を徹底する必要があります。

なお、ガスカートリッジやライター、燃料用のポリタンクなどは、中のガス又は燃料を使い切ってから排出することを徹底する必要があります。

- 4 鉄筋や鉄骨、針金、チェーンなどの禁忌品(きんきひん)が混入した不燃ごみは、施設を摩耗または破損させることから、一層の適正排出を徹底する必要があります。
- 5 平成 23 年 3 月に埋め立てを開始した胆江地区最終処分場は令和 8 年度までの使用を予定していましたが、実際の埋立状況から令和 12 年度まで埋立が可能であると見込んでいます。新たな最終処分場の建設は環境への影響が懸念されるほか、多くの整備費用(税金)を要することから、一層のごみ減量化により、使用年限の延長を図る必要があります。

第6節 不法投棄に関する課題

- 1 地域の生活環境にも影響を与える不法投棄の撲滅に向けて、市民団体との協働により、取り組みを強化する必要があります。
- 2 不法投棄をさせない環境づくりのため、市民や市民団体との協働により、清掃活動や常習箇所の環境整備など改善を図る必要があります。

- 3 ポイ捨ても含めた不法投棄は厳しい罰則を伴う犯罪であるということ、また原因者が特定できない不法投棄物は、土地の所有者又は管理者に撤去義務があることを周知徹底する必要があります。

第7節 無許可の不用品回収業者に関する課題

- 1 不法投棄にもつながりかねない無許可の不用品回収業者を利用しないよう、市民に周知徹底する必要があります。
- 2 既存の不用品回収業者については、廃棄物処理法を順守しているかなど、県と連携しながら現況調査と指導を継続的に行う必要があります。

第8節 災害廃棄物に関する課題

- 1 集中豪雨や洪水、巨大地震などの甚大な自然災害により生じた廃棄物については、市民生活の早期復旧・復興に寄与するため、国・県及び関係自治体並びに業界団体などと連携し、迅速かつ適正に処理する必要があります。
- 2 東日本大震災により発生した特定廃棄物については、国や県の方針に従い、適正に処理する必要があります。

第9節 ごみ処理手数料の適正化

- 1 本市の家庭ごみの1人1日当たりの排出量は増加傾向にあり、平成17年5月に国の方針として一般廃棄物の有料化を推進すべきであることが示され、全国的にごみ処理の有料化を進める自治体が増えています。

本市でもごみの減量は重要課題であり、ごみの排出抑制や排出量に応じた費用負担の公平化を目的とし、ごみの有料化の実現に向けて調査・検討する必要があります。

第6章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

奥州市一般廃棄物処理基本計画の上位計画であり、奥州市総合計画の分野別計画として位置付けている奥州市環境基本計画において、次の項目を目指すべき環境像として掲げています。

▼目指すべき環境像

- ・未来を見つめる百年循環都市 地球と共存する奥州(まち)

▼分野別環境像

- ・循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち
- ・豊かな自然と共に生きるまち
- ・いのちとくらしを守るまち
- ・暮らしやすい快適環境のまち
- ・地球環境保全に貢献するまち
- ・地球環境に配慮した人が大きく育つまち

このことから、本計画においては「循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち」を基本理念に掲げます。

現在の私たちの豊かで便利な暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済が支えてきましたが、そのために資源やエネルギーを浪費し、地域環境のみならず地球環境にも多大な負荷を与えてきました。その結果、人類の生存をも脅かす地球温暖化等の問題が世界的な喫緊の課題となっています。

このことを踏まえ、限りある資源を大切に、循環型社会を築き上げることが今の私たちに課せられている課題であり、「未来にわたって地球と共存する社会」の実現につながるものです。

その第一歩として、今日の大量消費・大量廃棄型の私たちの暮らしを見つめ直し、「ごみの発生抑制」「再使用」「再生利用」のいわゆる「3R（スリーアール）※」の取り組みを一層推進しなければなりません。そのためには、市民、地域、事業者、本市がそれぞれの役割をもって行動することが重要であり、それぞれの立場において知恵を出し合いながら、ごみの総量を減らしていくことが目指すべき環境像に近づくものと考えます。

こうした理念に基づき、「未来を見つめる百年循環都市 地球と共存する奥州(まち)」を目指し、次のとおり基本方針を定め、国や県の施策と連携しながら、中長期的な視点に立った本計画により、ごみの減量化を推進してまいります。

※3R（スリーアール）とは…

循環型社会を実現するため、ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字（R）をとった言葉で、次の順番で取り組むことにより、最もごみを減らす効果があるとされています。

- ・リデュース(Reduce)：減らす…ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
- ・リユース(Reuse)：再利用する…ものを修理などして繰り返し使い、ものの寿命を最大限生かす
- ・リサイクル(Recycle)：再資源化する…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する

※リデュースに含まれるリフューズ(Refuse)：発生回避・・・ごみになるものを買わない断ること

第2節 基本方針

基本理念に基づき、次の3つを基本方針として掲げます。

1 市民啓発の推進

本市においては、市民のごみに対する意識の啓発が重要な課題となっており、循環型社会の確立に向け、ごみに対する理解や意識の向上を図るため、市民啓発をさらに推進していきます。

市民や事業者のごみに関する意識を高め、ごみの減量や資源化を図ることは、ごみ処理を適正に行うために最も重要であり計画の原点となるものです。

2 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

限りある資源を大切にするとともに、中間処理施設や最終処分場への負荷を軽減し、将来世代への財政負担をつけ回さないためにも、ごみの発生を抑制することが重要です。特に、家庭から出るごみについては、食品ロスの削減やごみになる物を買わないなど、市民一人ひとりの知恵と行動により減量化が可能となるものです。

また、今だにごみとして排出される資源物をリサイクルすることで、ごみの減量化につなげることが重要です。市民と事業者、本市が一体となって、一層のリサイクルの推進に取り組んでまいります。

3 廃棄物の適正処理

限りある資源を大切に、地域環境の美化を推進するためにも、廃棄物を適正に処理することが重要です。

そのためには、ごみや資源物の分別排出、危険物や有害物質を含む廃棄物の処理方法などについて周知徹底してまいります。

特に、ポイ捨てや粗大ごみなどの不法投棄については、市民と地域、市民団体、本市が一体となって撲滅に向けての啓発活動に取り組んでまいります。

第3節 計画の基本目標

基本方針に基づく各種取組の成果指標として、次のとおり数値目標を設定します。

目標	単位	現状値 令和2年度	前期目標 令和8年度	後期目標 令和12年度
1人1日当たり家庭系ごみの 排出量（g）	g	514	489	473
リサイクル率 （商業施設への持ち込み分除く）	%	13.0	20.8	26.0
不法投棄常習箇所数	箇所	23	17	13

目標	単位	現状値 令和元年度	後期目標 令和12年度
食品ロスの割合 （市食品ロス削減推進計画より）	%	16.9 （食品ロス量 3,528 t）	13.9 （食品ロス量 2,893 t）

1 1人1日当たり家庭系ごみの排出量

「第五次岩手県廃棄物処理計画」では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量について平成30年度506gに対し令和7年度を目標年次として465gとすると掲げております。

そこで本計画では、上記目標値の平成30年度実績からの減少率を参考に、本市のごみ排出の実態から削減目標を8%と設定し、県の掲げる目標と同水準の減少を目指します。

具体的には、市民一人当たりが1日に排出する家庭系ごみを、令和12年度までに473g以下とします。

令和2年度の実績、一人1日あたり514グラムから41グラムの減量を目指します。

2 リサイクル率

資源物の再生利用を推進するため、家庭から出るごみと資源物の総量に占める資源物の割合を、令和12年度までに26.0パーセント以上とします。これは、令和3年6月に成立したプラスチック資源循環促進法により自治体にプラスチックごみ回収の努力義務が課されるため、本市において適正な対応を検討する必要があることから、このことを踏まえた目標としております。

令和2年度の実績、13パーセントから約13ポイントの上昇を目指します。

また、家庭から出される資源物については、市のステーション回収（平日及び日曜日サイクルステーション）と集団回収が中心となっておりますが、近年は商業施

設へ持ち込む傾向にあることから、平成 28 年度以降、事業者の協力を得ながら商業施設への持ち込み量の把握に努めており、今後も引き続き把握に努めることとし参考値として注視してまいります。

なお、令和 2 年度において市のステーション回収と集団回収のみのリサイクル率は 13.0%で、商業施設への持ち込み量を含めたリサイクル率は 16.1 パーセントとなっています。(参考値・市内 15 店舗での回収量を計上)

3 不法投棄常習箇所数

廃棄物の適正処理についての啓発を一層強化するとともに、地域の環境美化を推進するため、不法投棄の常習箇所を、毎年 5%ずつの解消を目指し、令和 12 年度までに 13 箇所以下とします。

令和 2 年度末の不法投棄常習箇所は、前年度と比較し 1 カ所が解消し 23 箇所でした。

常習箇所の解消を図る一方、市民や地域、市民団体、本市などの一体となって啓発や美化活動を行うことにより新規の投棄箇所を生まないよう取り組んでまいります。

第 4 節 目標実現のための施策

目標を実現するため、次のとおり各種取り組みを行います。

1 市民啓発の推進

- (1) 広報誌やホームページの活用などにより、分別の徹底やリサイクル推進に向けた情報を積極的に提供します。特に若者にも関心を持ってもらえるよう、スマートフォン向けアプリでゴミカレンダーやゴミ分別の検索・閲覧をするなどの効果的な情報提供に努めます。
- (2) 幅広い年齢層に対する意識啓発のため、ゴミ処理の実態に関する資料等の掲示・配布や、ゴミ処理施設の見学会、地域での出前講座などを実施します。
- (3) 急激な高齢化の進行が予想されるため、高齢者にもわかりやすい方法により広報活動や情報提供を充実し、現状以上にゴミの分別が推進されるよう努めます。

2 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

- (1) レジ袋や包装紙の削減のため、マイバッグの持参を奨励します。
- (2) 家電 4 品目、パソコン、二輪車、消火器などは、各リサイクル法及びリサイクルルートに沿った処理を周知します。
- (3) 使用済小型家電は、ゴミとしてではなく、資源として排出するよう一層の周知を図ります。
- (4) 生ゴミや草木などは、できるだけ乾燥してから排出するよう一層の周知を図り

- ます。
- (5) 生ごみ処理機の購入補助を継続し、堆肥化や乾燥による排出重量の削減に努めます。
 - (6) 日用品や食材などの購入にあたっては、不要なものは買わないなど、最終的にごみとなるものの発生抑制について周知を図ります。
 - (7) 食品ロスを出さないよう周知を図ります。
 - (8) 資源物のリサイクル推進に向けた意識啓発のため、リサイクルの実態に関する資料等の掲示・配布や、地域での出前講座などを実施します。
 - (9) 各家庭における資源物のリサイクル推進のため、小学生を対象とした環境学習会を実施します。
 - (10) 使用済小型家電のリサイクル推進のため、本庁、各総合支所、各地区センターに回収ボックスを設置し、リサイクルシステムを維持します。
 - (11) 古着など衣類等のリサイクル推進のため、計画的に古着回収を実施します。
 - (12) 資源物集団回収の拡充に向け、報奨金制度の一層の周知を図ります。
 - (13) 市全体のリサイクル推進のため、店舗の回収拠点の周知と、その回収量把握に努めます。
 - (14) リサイクル意識のモチベーション（意欲）の維持と、資源物の持ち去り防止を図るため、啓発活動と巡回監視を実施します。

3 廃棄物の適正処理

- (1) 農薬・火薬などの危険物や感染性医療廃棄物などは、適正に排出するよう周知徹底を図り、不適正排出や不法投棄されないよう努めます。
- (2) 使用済蛍光灯及び乾電池は市役所本庁、各総合支所及び民間施設などで拠点回収していることの周知徹底を図り、不適正排出や不法投棄されないよう努めます。
- (3) 家電4品目、パソコン、二輪車、消火器などリサイクルシステムが確立されている廃棄物等は、当該リサイクルルートにより処分することの周知徹底を図り、不適正排出や不法投棄されないよう努めます。
- (4) 建設事業における産業廃棄物の適正処理について周知徹底を図り、不適正排出や不法投棄されないよう努めます。
- (5) 不法投棄やポイ捨てなどについては、不法投棄監視員をはじめ、市民や市民団体との協働により、監視体制の充実を図ります。
- (6) 不法投棄物は、一義的に原因者（投棄者）に責任がありますが、原因者が不明の場合は、土地所有者が撤去することとなるため、市民に対して、所有地の適正管理と不法投棄防止対策について啓発を図ります。
- (7) 不法投棄常習箇所については、市民や市民団体との協働により、清掃活動を行うなどにより投棄させない環境づくりに取り組みます。
- (8) 不法投棄事案については、関係法令に照らしながら、関係機関や捜査機関と連携しながら原因者の特定に努めるとともに、原状復旧を求めていきます。

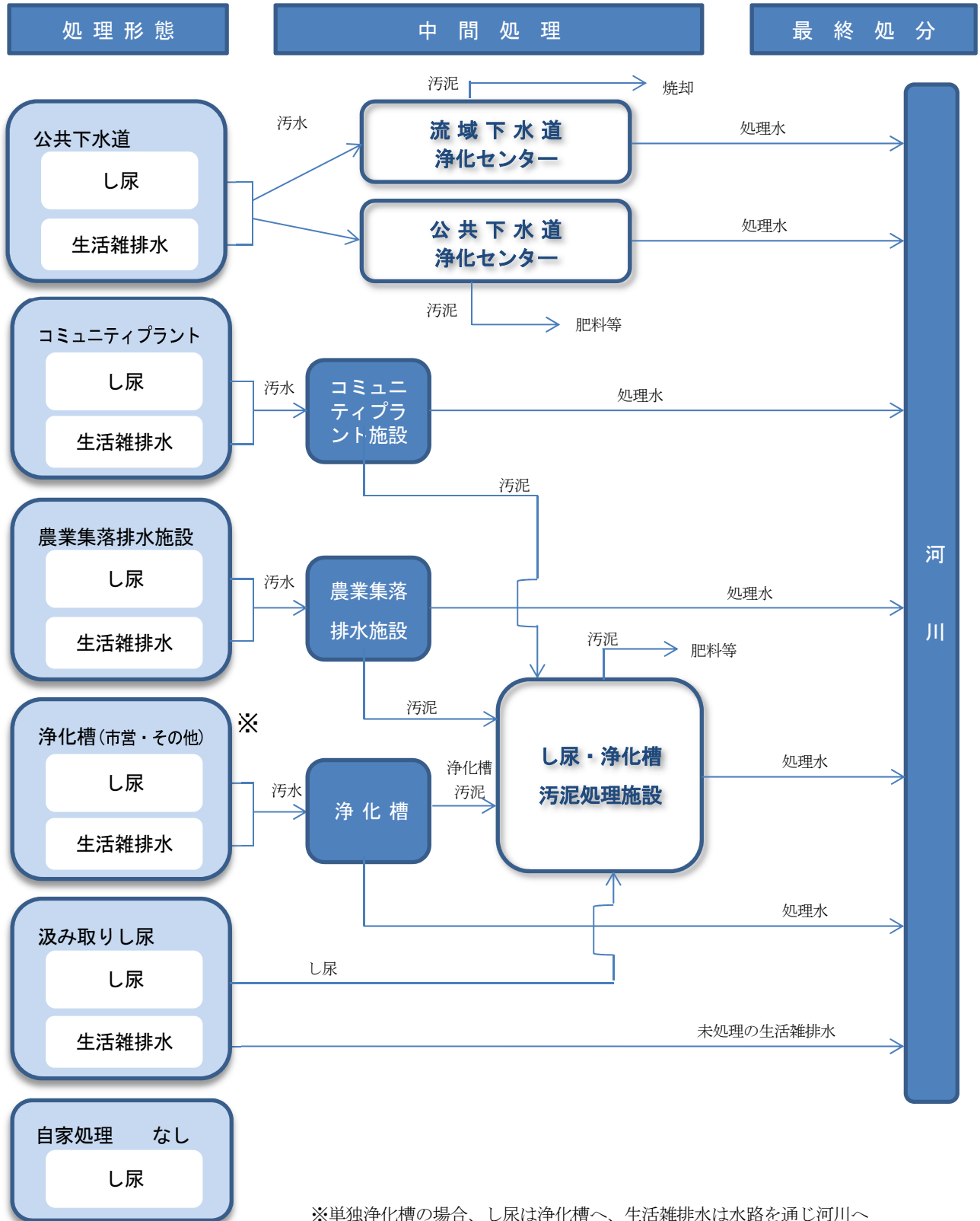
- (9) ごみの野外焼却については、関係機関と連携し、禁止されていることの周知徹底を図ります。
- (10) 関係法令に違反する無許可の不用品回収業者を利用しないよう周知を図ります。
- (11) 事業系ごみについては、事業者の責任において適正に処理することの周知徹底を図ります。
- (12) ごみへの危険物（スプレー缶やライター等）混入により、ごみ収集車両の火災事故が発生する可能性があるため、ごみの分別徹底の周知により、収集作業時の安全確保に努めます。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理の現状を図14に示します。



※単独浄化槽の場合、し尿は浄化槽へ、生活雑排水は水路を通じ河川へ

図14 生活排水の処理体系

2 生活排水処理形態別の人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口の推移を表 14 及び図 15 に示します。

表 14 処理形態別人口の推移

単位：人

年 度	H27	H28	H29	H30	R元
① 計画処理区域内人口	120,664	119,502	118,166	116,742	115,365
② 水洗化・生活雑排水処理	82,638	80,814	82,166	80,497	80,524
公共下水道	42,586	42,629	43,770	43,635	44,053
コミュニティプラント	1,046	1,044	1,052	1,037	1,057
農業集落排水処理施設	18,333	16,248	16,030	15,775	15,566
合併処理浄化槽	20,673	20,893	21,314	20,050	19,848
市営浄化槽	9,053	9,258	9,579	9,634	9,781
その他の浄化槽	11,620	11,635	11,735	10,416	10,067
③ 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽	1,283	1,286	1,247	1,913	1,795
④ 非水洗化人口 汲み取りし尿	36,743	37,402	34,753	34,332	33,046
生活排水処理率 (%) ②/①	68.5%	67.6%	69.5%	69.0%	69.8%

(注) 各年度とも年度末の数値

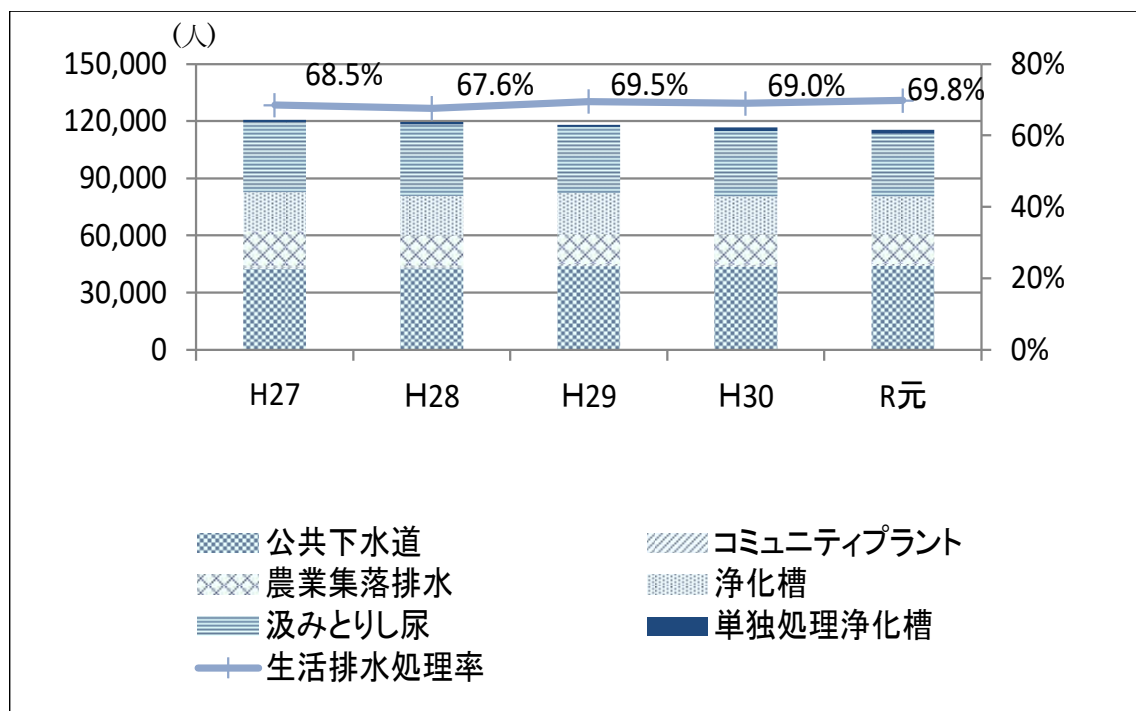


図 15 処理形態別人口の推移

3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移を表 15 及び図 16 に示します。

本市のし尿及び農業汚泥の収集量は減少傾向、また、浄化槽汚泥の収集量は増加傾向にあり、令和元年度は 64,932 キロリットルで、平成 27 年度と比較すると、2,753 キロリットル (4.1 パーセント) の減となっています。

表 15 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

年 度		(単位)	H27	H28	H29	H30	R元
し尿	人口	(人)	36,743	37,402	34,753	34,332	33,046
	収集量	(kL/年)	46,625	45,224	45,086	42,906	41,879
	一人1日当たり	(L/人日)	3.48	3.31	3.55	3.42	3.47
浄化槽汚泥	人口	(人)	21,956	22,179	22,561	21,963	21,643
	収集量	(kL/年)	15,200	16,300	16,244	16,628	17,181
	一人1日当たり	(L/人日)	1.90	2.01	1.97	2.07	2.17
農集汚泥	人口	(人)	18,333	16,248	16,030	15,775	15,566
	収集量	(kL/年)	5,860	5,778	5,710	5,733	5,872
	一人1日当たり	(L/人日)	0.88	0.97	0.98	1.00	1.03
収集量合計		(kL/年)	67,685	67,302	67,040	65,267	64,932

(注) 1. 各年度とも年度末の数値

2. 農集汚泥には、コミュニティプラントの汚泥を含む

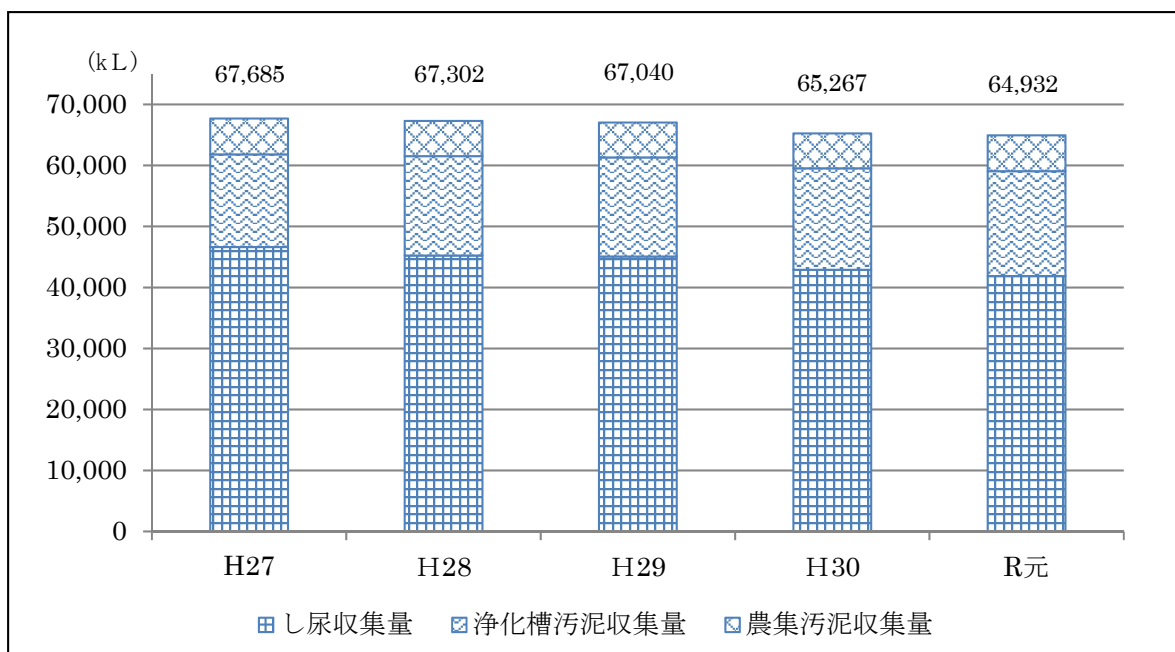


図 16 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

4 収集運搬の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、市が一般廃棄物のうちし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業として許可した業者が行っています。許可にあたっては、収集量や効率などを考慮して、収集区域を限定しています。

5 中間処理・最終処分の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、胆江地区衛生センターで行っています。

処理後の脱水汚泥は、隣接地のごみ焼却施設において焼却処理するほか、汚泥肥料の生産により農地へ還元する等のリサイクルを行っています。し渣は、焼却処理をしています。

焼却処理は発電用の助燃剤としてごみと混焼しており、焼却残渣は一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行っています。

※ し渣(しさ)…収集し尿に混入している紙、布、ビニールなど

第2節 生活排水処理の将来予測

1 生活排水処理の将来予測

本市の生活排水処理形態別人口の将来予測を表16及び図17に示します。

本市において公共下水道やコミュニティプラント、農業集落排水、浄化槽にて水洗化を実施している人口の割合（生活排水処理率）は、今後の公共下水道の整備や市営浄化槽の設置などにより、令和12年度では80.7パーセントと予測されます。

表16 処理形態別人口の将来予測

単位：人

年 度	R2	R3	R4	R7	R10	R12
⑤ 計画処理区域内人口	112,682	111,579	110,476	107,169	104,451	102,642
⑥ 水洗化・生活雑排水処理	80,735	80,946	81,157	81,790	82,423	82,845
公共下水道	45,254	46,366	46,848	51,170	53,202	54,166
コミュニティプラント	1,057	1,057	1,057	164	164	164
農業集落排水処理施設	14,641	13,805	13,599	10,998	9,794	9,382
合併処理浄化槽	19,783	19,718	19,653	19,458	19,263	19,133
市営浄化槽	9,963	10,145	10,327	10,873	11,419	11,783
その他の浄化槽	9,820	9,573	9,326	8,585	7,844	7,350
⑦ 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795
⑧ 非水洗化人口 汲み取りし尿	30,152	28,838	27,524	23,584	20,233	18,002
生活排水処理率（％）⑥／⑤	71.6%	72.5%	73.5%	76.3%	78.9%	80.7%

(注) 各年度とも年度末の数値

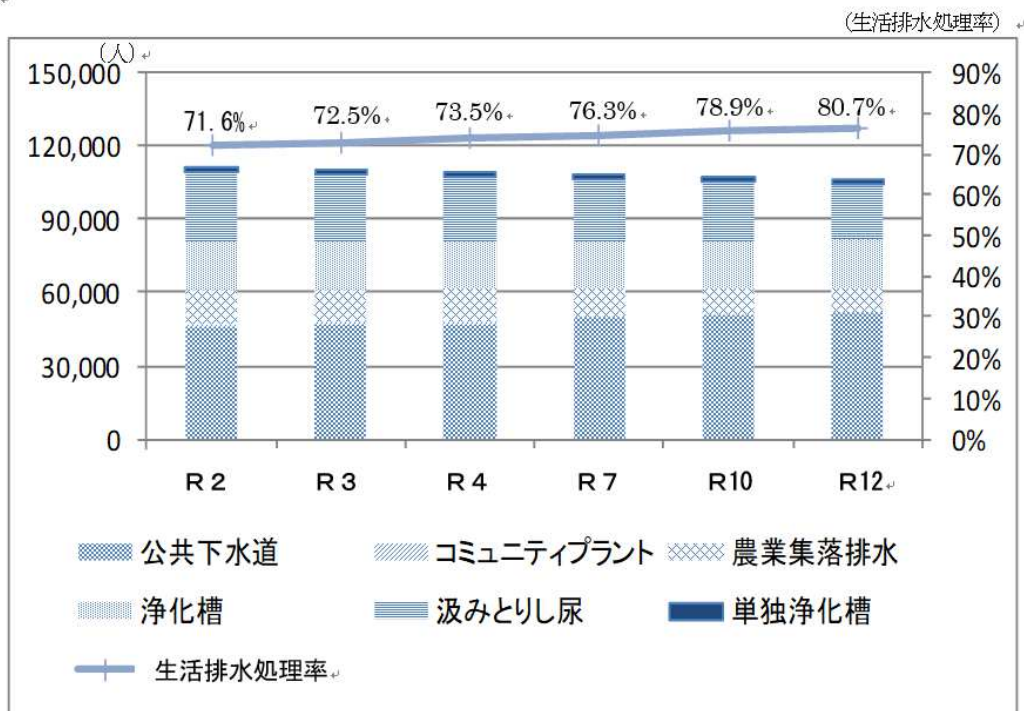


図 17 処理形態別人口の将来予測

2 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測を表 17 及び図 18 に示します。

し尿人口及び浄化槽人口の減少が予測されるため、令和 12 年度ではし尿 22,800 キロリットル、浄化槽汚泥 16,576 キロリットル、農業集落排水汚泥 3,527 キロリットル、合計 42,904 キロリットルと予測されます。

令和元年度と比較すると、22,028 キロリットル (33.9 パーセント) の減が見込まれます。

表 17 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測

単位：人、kL/年、L/人日

年 度		R2	R3	R4	R7	R10	R12
し尿	人口 (人)	30,152	28,838	27,524	23,584	20,233	18,002
	収集量 (kL/年)	38,189	36,525	34,861	29,870	25,626	22,800
	一人1日当たり (L/人日)	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47
浄化槽汚泥	人口 (人)	21,578	21,513	21,448	21,253	21,058	20,928
	収集量 (kL/年)	17,091	17,039	16,988	16,833	16,679	16,576
	一人1日当たり (L/人日)	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17
農集汚泥	人口 (人)	14,641	13,805	13,599	10,998	9,794	9,382
	収集量 (kL/年)	5,504	5,190	5,113	4,135	3,682	3,527
	一人1日当たり (L/人日)	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
収集量合計 (kL/年)		60,784	58,754	56,961	50,838	45,987	42,904

(注) 1. 各年度とも年度末の数値

2. 農集汚泥には、コミュニティプラントの汚泥を含む

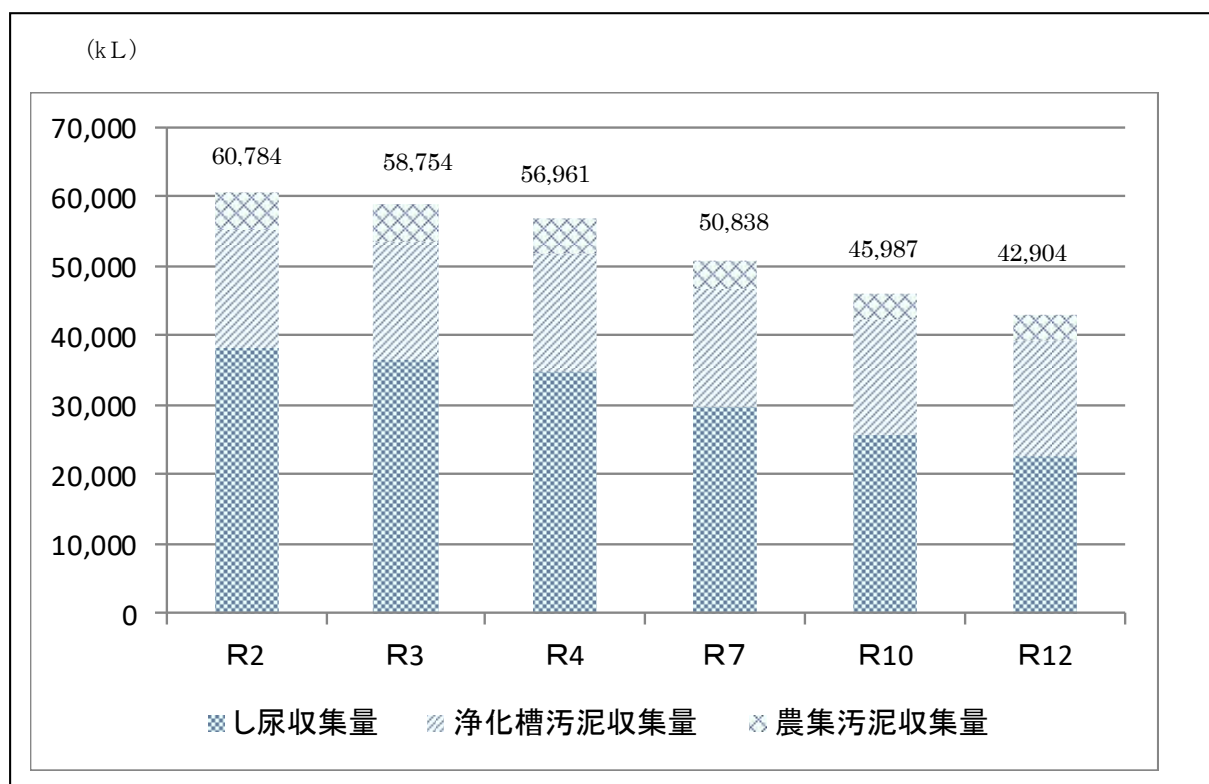


図 18 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測

第3節 生活排水処理計画

1 基本理念

快適で安全安心な暮らしを支える水環境の実現

2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つを基本方針として掲げます

(1) 公共下水道、市営浄化槽の整備

奥州市汚水処理基本計画に基づき、計画的に整備を行います。

(2) 公共下水道及び農業集落排水の早期接続

公共下水道及び農業集落排水事業の整備区域内の未接続世帯に対し、早期接続を働きかけ、生活排水処理率の向上を図ります。

(3) 普及啓発の推進

快適で安全安心な暮らしを支える水環境を実現するため、ホームページ等の活用により、水環境整備の推進について、一層の普及啓発を図ります。

3 処理主体

生活排水処理の処理主体を表18に示します。

表18 生活排水の処理主体

項目	種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	奥州市・岩手県
コミュニティプラント	し尿及び生活雑排水	奥州市
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	奥州市
市営浄化槽	し尿及び生活雑排水	奥州市
その他の浄化槽	し尿及び生活雑排水	市民
汲み取り	し尿	市民
し尿・浄化槽汚泥の収集運搬	し尿及び汚泥	一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿に限る）
し尿・浄化槽汚泥の処理	し尿及び汚泥	胆江地区衛生センター